茨城県立多賀高等学校教職員による不祥事防止について

はじめに

本校では、教職員による不祥事防止に向けて、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する 法律」(令和三年法律第五十七号)、「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な 姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」(令和五年法律第六十七号)等の法律を参酌し、以 下の校内ルールを策定いたしました。

この校内ルールは学校職員の不祥事防止のみならず、疑念を生じさせることなく職員が教育活動を行うためにも全体で遵守すべきものであります。

今後、この校内ルールに基づき、学校、家庭、地域住民、その他関係者等と協力して、教職員による不祥事根絶に真剣に取り組んでまいりますので、本校に関係する皆様にご理解とご協力をお願いする次第です。

令和6年8月

茨城県立多賀高等学校長 齋藤 靖

【1】 生徒の指導に関すること

- ・生徒を指導する場合はできる限り複数人で対応する。
- ・面談等を行う際には、入り口の扉を開けておくなど密室状態をつくらない。
- ・ハラスメント等につながらないように、普段から言動に注意する。
- ・電話、メール、SNS 等による私的なやりとりはしない。
- ・上記の件に関して、指導上やむを得ない場合には、事前に学年主任等に対象生徒・内容等を連絡 し、事後直ちに結果を報告する。

【2】 個人情報の取扱いに関すること

- ・個人情報を含むものは原則校外に持ち出さない。やむを得ず持ち出す場合には、管理職の了承を得た上で持出記録簿に内容を記載し、返還後は直ちにその旨を同記録簿に記載する。
- ・生徒の肖像権に留意し、個人の所有物では生徒の撮影はしない。やむを得ず撮影する場合には、画 像等のデータを校内の媒体に移動するなどして、データを個人では所有しない。
- ・複数人にメールを送る場合には、BCCを活用するなど、個人情報の流出に留意する。

【3】 教職員のコンプライアンス意識の向上に関すること

- ・コンプライアンス推進委員会は、教職員に対し「One IBARAKI」等を活用した研修を、折に触れて行うこと。
- ・教職員は、少なくとも年に1回は「不祥事防止のためのチェックリスト」を活用してセルフチェックを行うこと。